5. 誘導施設の設定

5.1 誘導施設設定の考え方

誘導施設とは、「都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定」するものとして、都市再生特別措置法第81条に規定されています。また、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度ともなります。

誘導施設設定の考え方は以下が示されています。

■誘導施設の設定

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機 能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て 支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマー ケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。

■留意すべき事項

- 1) 都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに 留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導 施設の設定を見直すことが望ましい。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出し てしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられる。
- 2) 誘導施設の種類に応じて、福祉部局、商業部局等の関係部局と調整を図った上で設定することが望ましい。なお、例えば医療施設を誘導施設として定めようとするときは、医療計画の策定主体である都道府県の医療部局との調整が必要となるなど、都道府県と調整することが必要となる場合があることにも留意が必要である。

出典:「第12版都市計画運用指針」(令和4年4月 国土交通省)

■拠点類型毎において想定される誘導施設の例

	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能例.本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等例.支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉 機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例、地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラプ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応 した買い物、食事を提供する機能例、相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積○m2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療) を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能例. 延床面積○m2以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能例.銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化 機能	■市民全体を対象とした教育文化サインの拠点となる機能例.文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能例.図書館支所、社会教育センター

出典:「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省 都市局都市計画課令和 3 年 10 月改訂)

5.2 誘導施設の設定

先に示す都市施設設定の考え方を踏まえ、いの町における誘導施設について整理します。

また、誘導施設の選定にあたっては、令和3年1月に実施した「いの町立地適正化計画の改定に向けた市民アンケート調査」のうち、「自宅周辺に必要だと思う機能」に示される施設も生活利便性を高める上で必要となる施設を踏まえることとします。

※アンケート回答結果:「銀行・郵便局・ATM」「ドラッグストア」「スーパー」「コンビニ」 「飲食施設」「通所系介護施設」「診療所」「総合病院」「入所系介護 施設」「広場」「多機能型施設」(以上ベスト 10、概ね 10%超の回答)

<設定と配置>

誘導施設はその役割に応じて、拠点周辺への集約配置が必要な施設と、暮らしを守るため町内に分散させて、適正配置を図ることが必要な施設となります。

いの町に必要な都市機能と各施設別の配置の方針を示したうえで、誘導施設を設定します。

表 5-1 誘導施設の配置の方針と設定

都市機能	一般的な名称	各施設の配置の方針	誘導施設 の設定	誘導施設 としない 施設 (町内適 正配置)
1.行政機能	役場・支所	・町民が利用しやすいよう都市機能 誘導区域に配置	•	
1.1] 收入15次月已	土木事務所、裁判所、警察署、県 税事務所	・町内の必要箇所に適正配置		
2.介護福祉機能	介護予防支援(地域包括)	・関連施設と連携をとりつつ、継続 的包括的な支援が必要であるた め、中心拠点に配置	•	
※分類は「いの町 高齢o者福祉計画 毎 切の雑/20	居宅介護支援 訪問介護 訪問看護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所集養介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	・日常生活に必要な施設であり、町 内全域に適正配置		
第 8 期介護保険 事業計画 (令和 3 年度~令和 5 年度) 」(令和 3年3月いの町) による	特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	・高齢者等が容易に利用できるよう 町内の必要箇所に適正配置		
1	地域包括支援センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続 的包括的な支援が必要であるた め、中心拠点に配置	•	
	地域活動支援センター 地域生活支援拠点 障害児入所施設	・障がい者等が容易に利用できるよ う町内の必要箇所に適正配置		
	総合保健福祉センター	・関連施設と連携をとりつつ、継続 的包括的な支援が必要であるた め、中心拠点に配置	•	
3.子育て支援機能 ※分類は「第2期 いの町子ども・ 子育て支援事業	保育園(保育所) 幼稚園 認定こども園 放課後児童クラブ	・日常生活に必要な施設であり、町 内全域に適正配置		
計画」(令和 3 年 3 月いの町) による	地域子育て支援センター 子育て世代包括支援センター いの町病後児保育施設	・関連施設と連携をとりつつ、継続 的包括的な支援が必要であるた め、中心拠点に配置	•	
	中規模商業施設(店舗面積 1,000 ㎡ 以上)	・町の活性化やにぎわいの創出のた め、中心拠点に配置	•	
4.商業機能	食品スーパー(店舗面積 250 ㎡以 上)	・生活に必要な施設であり、町内全 域に適正配置		
	コンビニエンスストア	・生活に必要な施設であり、町内全 域に適正配置		
5.医療機能	病院	・全町民及び高齢者等が容易に活用 できるよう中心拠点に配置	•	
3. 区7永1及RE	診療所	・生活に必要な施設であり、町内全 域に適正配置		
C \ =1.100.0v	銀行信用金庫	・窓口業務(決済、融資など)による金融サービスを提供する施設であり、都市機能誘導区域に配置	•	
6.金融機能	郵便局 農業協同組合等の金融機関 ATM	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置		
7.教育・文化機能	公設公民館、コミュニティセンタ 一 図書館 博物館	・生活に必要な施設であり、町内全域に適正配置 ・町の活性化やにぎわいの創出のため都市機能誘導区域に配置 ・町の活性化やにぎわいの創出のため都市機能誘導区域に配置 ・町の活性化やにぎわいの創出のた	•	
	芸術・文化活動の発表の場外中学校、高校	め都市機能誘導区域に配置 ・生活に必要な施設であり、町内全 域に適正配置		

表 5-2 誘導施設の拠点別設定

- ★【誘導】区域内に立地がなく、今後誘導を図る施設(<u>誘導施設</u>) ■【維持】区域内に立地があり、区域外への転出・流出を防ぐ施設(<u>誘導施設</u>)
- ○【維持努力】区域内に立地があり維持を図るが、誘導施設としない施設
- △【維持努力】区域外であり機能の補完が必要であるが、誘導施設としない施設

		中心拠点		生活拠点		
都市機能	一般的な名称	中心市街 地及び伊	枝川駅周 辺及び国	波川·国 道 33 号沿	天王・主要地方道	_ 農住共生 ゾーン・ 町内全域
		野駅周辺	道 33 号沿 道	道	高知土佐 線沿道	叫八王以
1.行政機能	役場・支所					0
	土木事務所、裁判所、警察署、					0
2.介護福祉機能	県税事務所 介護予防支援(地域包括)					
※分類は「いの町	居宅介護支援	0		0		0
高齢者福祉計画	店七月護文援 訪問介護	0	0	U		0
第8期介護保険	訪問看護	0				
事業計画(令和	通所介護	0	0			0
3年度~令和5	通所リハビリテーション	0	0			
年度)」(令和3	短期入所生活介護	0				0
年3月いの町)	短期入所療養介護	0				
による	特定施設入居者生活介護					0
	認知症対応型共同生活介護	0		0	0	0
	認知症対応型通所介護					0
	小規模多機能型居宅介護		*			
	地域密着型通所介護			0		0
	特別養護老人ホーム	0				
	介護老人福祉施設	0				0
	介護老人保健施設	0				
	介護療養型医療施設	0				
	介護医療院					0
	地域包括支援センター					Δ
	地域活動支援センター					\triangle
	地域生活支援拠点					\triangle
	障害児入所施設 総合保健領別 はいる	*				Δ
3.子育て支援機能※	総合保健福祉センター	0				
3.丁育 C 文抜機能※ ※分類は「第 2 期	保育園(保育所) 幼稚園	0				0
いの町子ども・	認定こども園					0
子育て支援事業	放課後児童クラブ					0
計画」(令和 3		_				
年3月いの町)	地域子育て支援センター 子育て世代包括支援センター					Δ
による		_				Δ
4.商業機能	いの町病後児保育施設 中規模商業施設(店舗面積 1,000					Δ
4.尚未悈化	一中 所候尚未施設(店舗面積 1,000 が以上)					
	食品スーパー(店舗面積 250 m	0	0		0	0
	以上) コンビニエンスストア	0	0	0		0
5.医療機能	病院					0
J. 区/尿 (成 形	診療所	0	0		0	0
6.金融機能	銀行					
0. 37 M2.1/X HE	信用金庫	-				0
	郵便局		0			0
	農業協同組合等の金融機関		0			0
	展来励问租口寺の並融(域) ATM	0	0	0		0
	公設公民館、コミュニティセン					
1. 教育 人们炫彤	ター	0			0	0
	図書館					
	博物館					
	芸術・文化活動の発表の場					
	小中学校、高校					0

表 5-3 誘導施設の定義

都市機能	概要・分類	一般的な名称	法的根拠	
1.行政機能	市役所・支所	市役所・支所	地方自治法第4条に定める事務所	
	国・県の出先機関	土木事務所、裁判 所、警察署、県税事 務所	国や県の行政機関において地域に置かれる補助機関	
		介護予防支援(地域 包括)	介護保険法第8条の2第16項に定める介護予防支援	
		居宅介護支援	介護保険法第8条第24項に定める居宅介護支援	
l		訪問介護	介護保険法第8条第2項に定める訪問介護	
		訪問看護	介護保険法第 8 条第 4 項に定める訪問看護	
	居宅サービス	通所介護	介護保険法第8条第7項に定める通所介護	
		通所リハビリテーシ	介護保険法第8条第8項に定める通所リハビリテー	
		3 × 1 × 1 × 1	ション	
		短期入所生活介護	介護保険法第8条第9項に定める短期入所生活介護	
		短期入所療養介護	介護保険法第8条第10項に定める短期入所療養介護	
		│ 特定施設入居者生活 │ 介護	介護保険法第 8 条第 11 項に定める特定施設入居者生 活介護	
	地域密着型サービス	認知症対応型共同生 活介護	介護保険法第8条第20項に定める認知症対応型共同 生活介護	
		認知症対応型通所介護	介護保険法第8条第18項に定める認知症対応型通所 介護	
		小規模多機能型居宅	7 図 7 図	
		介護	宅介護	
		地域密着型通所介護	介護保険法第 8 条第 17 項に定める地域密着型通所介 護	
		特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5 に定める施設	
2.介護福祉		介護老人福祉施設	介護保険法第8条第27項に定める介護老人福祉施設	
機能		介護老人保健施設	介護保険法第 8 条第 28 項に定める介護老人保健施設	
	施設サービス	介護療養型医療施設	旧介護保険法第 8 条第 26 項に定める介護療養型医療 施設	
		介護医療院	介護保険法第 8 条第 29 項に定める介護医療院	
	介護サービス を提供する事 業所	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に定める施設	
		地域活動支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下 障害者総合支援法)第 5 条第 27 項に定める地域活動支援センター	
	障がい福祉サ ービスを提供 する事業所	地域生活支援拠点	「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成 29年7月7日障障発第0707第1号)(地方自治 (昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 術的助言に該当))	
		障害児入所施設	児童福祉法第7条に定める施設	
	保健・医療・ 福祉を統合す る保健福祉セ ンター	総合保健福祉センター	いの町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 (地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第1項の規定に基づき、いの町保健福祉センター(以 下「保健福祉センター」という。)の設置及び管理に 関し必要な事項を定めるもの)	
	高齢者の居住 の安定確保	サービス付高齢者向 け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条に定め る施設	

都市機能	概要・分類	一般的な名称	法的根拠	
	地域子ども・子育て支援	保育園(保育所)	児童福祉法第 39 条第 1 項に定める施設保育所 ※いの町では保育所設置条例で保育園と呼称	
		幼稚園	学校教育法第1条に定める満3歳から小学校就学ま での幼児を教育するための教育施設	
		認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律第2条第6項	
3.子育て支 援機能		放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健 全育成事業	
		地域子育て支援セン ター	児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業施設	
		子育て世代包括支援 センター	母子保健法第 22 条に定める母子健康包括支援センタ 一事業に関する施設	
		病後児保育施設	いの町病後児保育施設設置条例	
	スーパーマー ケット系商業 施設	中規模商業施設	商品を総合的に揃えた施設で、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000 ㎡以上の商業施設(総合スーパー、専門スーパーを含む)	
4.商業機能		食品スーパー(店舗面 積 250 ㎡以上)	食料品の売り上げ構成比が 70%以上、売り場面積が 250 ㎡以上のセルフサービス販売店(出典: 商業統計 業態分類表 経済産業省)	
	コンビニエンスストア	コンビニエンスストア	飲食料品を扱い、売り場面積 30 ㎡以上 250 ㎡未満、 営業時間が 1 日で 14 時間以上のセルフサービス販売 店(出典:商業統計業態分類表 経済産業省)	
5.医療機能	医療提供施設	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院	
5.区景极能	△尔尔伊州	診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所	
		銀行	銀行法第2条に規定する銀行	
	金融機関	信用金庫	信用金庫法第2条に基づく信用金庫及び信用金庫連合 会	
		郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局	
6.金融機能		農業協同組合等の金 融機関	農林中央金庫法に基づく金融機関	
		ATM	現金の引出・振込・預入について、無人のサービス対応が可能なATM設置箇所(銀行ATMコーナー、コンビニエンスストア等)	
7.教育・文 化機能	交流施設	公設公民館、コミュ ニティセンター	社会教育法第 21 条に定める市町村が設置する公民館地方自治法第 244 条第 1 項に定める公の施設(いの町のコミュニティセンターの設置及び管理に関する。例に規定する施設)	
	図書館	図書館	図書館法第2条に規定する施設(地方公共団体が設置する公立図書館、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館	
	博物館	博物館	博物館法第2条第1項に規定する博物館及び博物館 法第29条に規定する博物館相当施設	
	ホール	芸術・文化活動の発 表の場	_	
	教育施設	小中学校、高校	学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校、義務教 育学校、高等学校	